

移動販売車を活用した認知度向上業務 企画提案募集要項

本募集要項は、移動販売車を活用した認知度向上業務を委託するに当たり、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、企画力、技術力、運営経験等を有する事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）方式の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

移動販売車を活用した認知度向上業務

(2) 実施期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託料の上限額

3,327千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県の競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること、又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 共同事業体で参加しようとする場合は、代表者は(1)～(6)まで、構成員は(2)～(6)までの資格要件を満たすこと。また、構成員として参加している場合、単体で参加することはできない。

3 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

内容	日付	対応様式
企画提案募集開始	3月25日（火）	—
参加表明書及び質問書提出期限	4月8日（火）	様式1, 3, 4
企画提案書提出期限	4月25日（金）	様式5～7
審査（プレゼンテーション）	5月14日（水）	—

※審査結果は書面により通知する。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日。祝日を除く。）の

午前9時30分から午後5時30分までとする。

4 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和7年4月8日(火)午後5時30分まで

- ① 参加表明書(様式1) 正本1部 ※共同事業体は様式1-1を添付すること。
 - ② 誓約書(様式3) 正本1部 ※共同事業体は様式3-1, 3-2を添付すること。
 - ③ 付属書類 各1部
 - ・会社等の主な業務内容を記載したもの(既存のパンフレット等)
- ※参加を取り下げる場合は、4月25日(金)までに参加辞退届(様式2)正本1部を提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和7年4月8日(火)午後5時30分まで

- 質問書(様式4)
 - ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
 - ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問(移動販売車)」とすること。
 - ・電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
 - ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和7年4月25日(金)午後5時30分まで

- ① 企画提案書表紙(様式5) 正本1部
- ② 企画書(様式任意) 正本1部、電子データ(PDF形式)
 - ・企画書は20頁以内を目安とし、A4判両面印刷により提出すること。
 - ・本業務の具体的な実施内容について、仕様書に基づき、下表の提案依頼事項等を盛り込んだ「企画提案書」を提出すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。
 - ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

提案項目	企画提案依頼事項
企画概要	・企画提案する業務概要、作業工程等について記載すること。
業務実績	・過去3年の間に、移動販売車の運営等に資する類似の業務実績があれば、その内容について記載すること。
実施体制	・配置人員の業務実績や経歴等を記載するとともに、具体的にどのような役割を担うのか記載すること。 ・各種作業に係る処理体制、緊急時の連絡体制や責任体制、再委託の有無など、従事予定者全体に係る具体的な実施体制について記載すること。
移動販売車	・本業務に使用する移動販売車及び当該車両での県産品販売に使用する愛媛県らしいインパクトある装飾物等を記載すること。
ノベルティ	・県産品購入者に対して配布する「愛媛らしい」ノベルティについて記載すること。
県産品の販売等	・移動販売車の運用による県産品販売のスケジュールや県内産直市等との

よる認知度向上	<p>連携について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売客数や売上額など、本事業の目的にかなう目標値も合わせて記載すること。
自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的を踏まえ、委託金額の範囲内において、本県の知名度向上に資する効果的な取組みがあれば、自由に提案すること。
進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール及び進行管理について記載すること。

③ 費用見積書（様式6） 正本1部、電子データ（PDF形式）

- ・見積りに係る積算内訳書（様式任意）を別途添付すること。

④ 事業の総括責任者・従事予定者一覧表（様式7） 正本1部、電子データ（PDF形式）

- ・本事業に当たって、十分な経験を有し、業務全体をマネジメントする者を総括責任者とする。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の総括責任者等の変更は、愛媛県がやむを得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

(4) 提出方法

- ・持参又は郵送（締切日必着）により提出すること。また、上記4(3)②企画書、③費用見積書及び④事業の総括責任者・従事予定者一覧表については、電子メールでも提出すること。
- ・上記4(2)の質問書は電子メールのみの提出とする。

(5) 提出先

〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル1階
 愛媛県大阪事務所 観光物産振興課
 メール：oosaka-jimu@pref.ehime.lg.jp

(6) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、事務局から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・企画提案書の提出は1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

5 委託先の選定

(1) 選定方法等

- ・委託候補者選定のため、審査会を設置し、提出された企画提案書及び企画提案者によるプレゼンテーション（オンライン）により審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

(2) 審査日時

令和7年5月14日（水）オンラインでの実施

(3) 審査実施方法等

- ・プレゼンテーションでの配分時間は、準備5分、説明20分、質疑応答10分を目安とする。なお、提出期限までに提出した「企画提案書」での説明とし、プレゼンテーションでの追加資料の提出や新たな提案は認めない。
- ・企画提案者は、提出した企画提案書（4(3)②～④）全てについて説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションは、「Zoom」を利用し、愛媛県が提案者を招待する形で実施する。提案者は事前に「Zoom」を利用できるよう必要な準備を行うこと。
- ・プレゼンテーションにおける説明には、従事を予定している者が1名以上は参加すること。なお、説明者は任意とする。
- ・提出書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。
- ・当日のプレゼンテーションの発表時間等の詳細は別途通知する。

(4) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
業務内容の理解度	・業務目的を十分に理解した提案であるか。
専門知識及び経験	・配置人員は、十分な知見及び実績を有しているか。 ・同種、類似の業務の実績を有しているか。
提案内容の優良性	・具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。
提案内容の独創性	・県産品販売等による愛媛の認知度向上、誘客促進に資する独創的な発想やインパクトがある提案が盛り込まれているか。
業務成果の中立性	・目標設定は適切か。 ・適正公平な業務成果を示すことができるか。
業務遂行の安定性	・業務遂行の実施体制は適切か。 ・業務工程ごとのスケジュールは適切か。
経 費	・業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ・経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。

(5) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申立ても認めない。

6 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

7 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

8 問い合わせ先

愛媛県大阪事務所 國信

〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル1階

TEL：06-6441-2829

メール：oosaka-jimu@pref.ehime.lg.jp